

サッカーグラウンド整備を核としたスポーツ振興プロジェクトに関する 基本協定書の一部を変更する協定書

一般社団法人MF A－B & S（以下「MF A－B & S」という。）と水戸市（以下「市」という。）とが令和5年12月26日付けで締結したサッカーグラウンド整備を核としたスポーツ振興プロジェクトに関する基本協定書（以下「原協定書」という。）の一部を変更する協定を次により締結する。

原協定書題名を次のように改める。

サッカーグラウンド・体育館等整備を核としたスポーツ振興プロジェクト
に関する基本協定書

原協定書前文中「及び水戸市（以下「市」という。）」を「と水戸市（以下「市」という。）と」に、「サッカーグラウンド整備」を「サッカーグラウンド・体育館等整備」に改める。

原協定書第6条中「令和7年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

原協定書別表1中「サッカーグラウンド」の次に「及び体育館等」を加え、「サッカー環境」を「サッカー、バスケットボール等のスポーツ環境」に、「水戸市フットボールパーク」を「水戸市スポーツパーク」に、

「駐車場（普通車50台程度、大型2台）」を

「体育館（管理棟を含む。1棟）

駐車場（普通車50台程度、大型車2台）」に改める。

原協定書別表2中「サッカーグラウンド」の次に「及び体育館等」を加え、「創出する」を「創出するとともに、水戸市をホームタウンとするプロスポーツチームの活動の拠点として、スポーツを通じた地域活性化に寄与する」に改め、同表第1号ア中「及び運動指導など」を「、運動指導等」に改め、同表第2号中「水戸ホーリーホックを」を「水戸ホーリーホック及び茨城ロボッツを」に改め、同号ア中「や応援イベント」を「、応援イベント」に改め、同号イ中「水戸ホーリーホック選手を」を「水戸ホーリーホック及び茨城ロボッツの選手を」に改め、同表第3号ア中「サッカー体験イベント」を「スポーツイベント」に改め、同号ウを次のように改める。

ウ サッカー部、バスケットボール部の指導者対象の講習会の開催

原協定書別表2第4号ア中「サッカー大会や」の次に「バスケットボール大会をはじめとする」を加え、同号イを次のように改める。

イ 水戸ホーリーホックホームタウン及び茨城ロボッツマザータウン・フレンドリータウンとの交流イベントの実施

原協定書別表 2 に次の 1 号を加える。

- (5) 前各号に掲げるもののほか、水戸市のスポーツ振興、地域の活性化に資する事業

本協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、MF A－B & S 及び市が記名・押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 7 年 2 月 20 日

茨城県水戸市宮町 1 丁目 7 番 44 号
COMBOX310 1 階
一般社団法人MF A－B & S
代表理事 澁谷 安泰志

茨城県水戸市中央 1 丁目 4 番 1 号
水戸市
水戸市長 高橋 靖